

# コンクリート製品製造技能実習評価試験のための 試験会場設営ガイド

一般社団法人全国コンクリート製品協会

## I はじめに

「コンクリート製品製造」職種に係る技能実習評価試験（以下「評価試験」という。）は、“外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律”（略称「技能実習法」）に基づいて、技能実習期間に習得すべき技能を適切に習得したかどうかを確認するためのものであり、関係規則を遵守した適正な評価試験の実施が求められています。

このため、評価試験の実施について適切な運用が必要となり、会場の設営に関してもいくつかの留意点があります。

また、評価試験は職種ごとに1つの制度として設定されており、一般社団法人全国コンクリート製品協会（以下「全コン」という。）が行う試験が、本職種における唯一の試験制度になっています。このため、全コンが行う評価試験は、関係当局ばかりでなく利用者等すべての関係者からも、適切な運営を注視されるものとなっています。

全コンが実施する評価試験においては、全コンが決めた会場に集合していただいて実施する集合試験だけでなく、実習実施先等の場所に試験監督者が出向いて行う出張試験も実施します。いずれで行っても、結果の評価が公平となるような運営を確保する必要があります。

この「コンクリート製品製造技能実習評価試験のための試験会場設営ガイド」（以下「会場設営ガイド」という。）は、このような背景のもとで、評価試験が適切にかつ円滑に運営されるよう、試験会場の設営方法の概要と留意点についてまとめたものです。

## II 計画段階

### 1 集合試験の計画

(1) 集合試験の実施予定は、試験実施の3か月前には公表することとしており、また、毎年度末までに翌年度分の計画を外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に提出します。

このため、実態的には年度ごとに計画を作成することとなり、また、更に具体的な試験会場と日程が決まれば、全コンHPに逐次掲載することとなります。

- (2) 集合試験の計画調整は、原則として地域（支部）ごとに行います。
- (3) 再試験の可能性にもご留意ください。

## 2 出張試験の日程

- (1) 出張試験の日程については、会場等の準備を受検側で用意していただくため、受検申請時に希望日を伺い、全コンが対応可能な試験監督者等の調整をして決定することとなります。

製作等作業試験を受検する人数が多い場合には、同時受検者数の制約と1日当たり可能な試験回数(\*)にもご留意ください。

注\*： 利用可能な型枠数の制約があり、専門級及び上級は2つの等級を合わせて1回/型・日まで。更に、会場の広さ等により、1回の人数が少ない場合があります。初級試験の1日当たり回数についても、他の級との組合せがあると、回数は最大回数より1回分少なくなります。

- (2) 再試験の可能性にもご留意ください。

## II 試験会場の準備

### 1 受検者の確定と調整

- (1) 集合試験会場においては、受検者は基本的に複数の技能実習実施者からの実習生となります。本部事務局からの等級別受検者数の情報に基づき、試験監督者が試験の実施が適切にできるよう試験計画を組むこととなります。

会場担当者は、各試験の回数等に応じて、会場の広さなどを確認し、試験監督者のリーダーと調整する必要があります。検討の結果日程が複数日にまたがる場合などは、全コンの支部及び本部事務局への連絡も併せて必要です。

- (2) 出張試験の場合に、受検できない者が出た場合などは、受検側は、その情報を本部事務局まで速やかに連絡しなくてはならないこととなっています。
- (3) いずれも、評価試験は正式に受付が完了した者だけが受検可能です。

### 2 試験会場の準備

#### 2.1 前日までに行うこと

試験会場には主に次に掲げるものを試験実施の前日までに準備又は試験に間に合うよう手配してください。このうち、(2) ③（機工具（受検側が準備））及び④（器具、材料（全コンが準備））の事前送付のものがあれば適切に受け取って保管し、受検側が直接会場に持ち込む場合にはその旨を確認し、同②（ウ）c.（フレッシュ）コンクリート）は当日の試験の進み方に合わせて供給できることが必要です。

試験監督者からの照会があれば準備の状況等について報告し、必要に応じて調整してください。

(1) 集合試験・出張試験共通

① 試験場所又は部屋

(ア)試験を実施する部屋・スペース

a. 共通

- 1) 試験監督者の声が明瞭に聞き取れること
- 2) 読み書き又は作業に十分な照度があること

b. 学科試験（及び判断試験）

- 1) 机・椅子を用意。隣の答案が見えないよう 1 人置き程度の間隔で着席できること

c. 製作等作業試験

- 1) 最大の同時試験数（上限は型枠数型枠数）までの作業を併行して評価しながら実施できる広さ（ $3\text{ m}^2$ 以上×最大同時試験数）であること

（※ 1か所で広さが足りない場合、複数名の試験監督者等が配置可能であれば複数の場所に分ける可能性あり）

- 2) 隣の手元が見えないようパーティション（仕切り）を設ける（例：コンパネ（ $90\text{x}180\text{cm}$ ）を横置きしたもの）が、1人の試験監督者でも評価できること
- 3) コンクリートが垂れても次の受検者の足元が悪くならないような床面であるか又は覆いをすること
- 4) （試験課題として意図する場合を除き）傾斜がないこと

(イ)室内用設備

- a. 視認しやすい位置の時計
- b. （声が届きにくい場合）マイク
- c. 黒板又はホワイトボード等

② 評価試験に必要な器具、材料等（会場が準備するもの）

(ア)共通

- a. （感染症拡大の恐れがある場合）体温計
- b. （感染症拡大の恐れがある場合）消毒用アルコール等

（備考： 準備困難な場合は、a は本部事務局に連絡して当日事前の検温を依頼し最初の受付時に試験監督者等に報告させる、b は十分な手洗い場の用意をするなど、感染拡大防止の目的に沿うよう適切に対応すること）

- c. 公正が保たれるよう、以下の材料の条件の統一化、均一化に注意する。

(イ)学科試験

- a. 予備の筆記具等

(ウ)製作等作業試験用

- a. 掃除用具（備考：作業場所等の掃除）、型枠掃除用消耗品（ウエス）
- b. 剥離剤（離型剤）
- c. （フレッシュ）コンクリート

備考：全コン HP に掲載する「事前作成ブロック製造マニュアル」第2章の仕様に合致したもの

- d. 「事前作成ブロック製造マニュアル」に基づいて、試験に必要な不具合をもつよう④(イ)a の試験用型枠に成形され脱型強度まで養生された脱型前のコンクリート製品（以下「事前作成ブロック」という。）（※人数分）・・・（備考：専門級及び上級のみ必要）
- e. 脱型したコンクリートを置く1組の角材等（※同時試験数）

③ 機工具（受検者側が準備するもの）（※全コン HP に一覧表掲載）

④ 評価試験に必要な器具、材料（全コンが準備するもの）

(ア)共通

- a. 試験の際、受検者を容易に把握するために胸又は背中に着用させるゼッケン等

(イ)製作等作業試験用

- a. 型枠（協会が指定したもの。仕様：250 mm×400 mm×100 mm、模擬欠陥等）
- b. 鉄筋（備考：専門級及び上級のみ必要）
- c. スペーサ等（スペーサ、インサート、キャップ、アンカー）  
（備考：専門級及び上級のみ必要）

⑤ コンクリート供給用設備・器具、（必要な場合）運搬用機械

⑥ 試験事務室、受付場所等の設置

⑦ 総合受付、会場の配置図、各会場への経路図、「コンクリート製品製造技能実習評価試験 実技試験会場」、「コンクリート製品製造技能実習評価試験 学科試験会場」等の立看板又は張り紙等

備考：同一会場にて時間帯により異なる試験を行うことを考慮し1日分の表示をする。集合試験の場合の配置図には、会場だけでなく WC・更衣室の位置も記載する。各掲示にはひらがなのルビをふる。

⑧ 救急医療品一式

(2) 集合試験

前項において集合試験のために専用で必須な特別な経費が発生するときは、全コン事務局にご相談ください。

(3) 出張試験

① 出張試験においては、受検側と会場が同じ会社となるのが一般的ですが、自社以外の会場を使用される場合においても、受検側がその両方の準備が

適切にできることについて、総合的な責任をもって準備をお願いします。  
受検側と会場との連絡不備により試験中止となった場合には、再申請が必要となる場合があります。

- ② 会場が実習先であるなどのため全ての受検者が既によく認識していて不要と考えられる場合には、案内標識等は省略可能ですが、試験監督者等には必ず周知ください。ただし、会場の表示は、試験時の関係者以外の誤入室を防止するためにも必要です。

## 2.2 当日（試験前）に行うこと

### (1) 会場の完成

前日までに手配しただけで未実施だった準備を完結させて、会場を完成してください。

### (2) 試験監督者等とのすり合わせ

試験開始前には、試験を担当する試験監督者、補助員及び事務員（以下「試験監督者等」という。）と必ず打合せを行い、一緒に下見をして、準備が適切に完了していること、並びに、会場／（複数回試験の場合）次回以降の試験のための受検者の待機場所／更衣室・トイレ・喫煙可能場所／立入制限場所、各試験予定時間／（製作等作業試験がある場合）コンクリート供給などの認識を共通にしてください。

## III 試験中

### 1 共通

- (1) 試験は、試験監督者の監督のもとに実施されます。
- (2) 試験に関係しないもの（音、振動など）が試験実施の支障とならないよう、できるだけ配慮をお願いします。
- (3) 試験中に不測の事態が起こった場合には、直ちに試験監督者と相談して必要な措置をとってください。

### 2 製作等作業試験

#### (1) 支援要員等

- ① タイムキーパーは、口頭にて適切に（1分単位等）受検者に周知します。
- ② フレッシュコンクリートの供給は、受検者の条件がそろそろように毎回の試験に合わせて行います。
- ③ 試験を複数回行う場合には、試験が終了後次の回の試験があるときは、速やかにコンクリートを型枠から除去し、余ったコンクリートと共に試験場から搬出します。ただし、型枠のボルトナットは外さず、清掃も不要です。

## (2) 試験終了後の機工具清掃

- ① 試験に使用した型枠について、製作等作業試験後は、速やかにコンクリートを型枠から除去し、型枠の清掃を行います。ただし、次の試験のための準備を兼ねる場合には、試験後は、試験監督者の指示によって対応をお願いします。
- ② 受検者等が使用した機工具を水洗・ふき取りできるようにすることが必要です。

## IV 試験終了後の事務

### 1 型枠等の返送・処分等

型枠など全コン準備した器具・材料については、指示に基づき適切に返送・処分等をお願いします。

### 2 集合試験の計画外費用

集合試験について、計画と異なる費用発生などがあった場合には、本部事務局に連絡をお願いします。

## V 倫理

### 1 守秘義務

(1) 会場側において直接試験に関わる方（支援要員、会場側のこの試験現場の責任者など）を特定していただきます。

(2) 試験の実施に当たり、最初に、(1)の試験に直接関与する方全員の守秘義務の誓約書（連名で構わない）を提出していただきます。

例えば、試験監督者等の氏名は、事前に全コンから通知しますが、この情報は守秘義務の対象範囲であり、第三者に教えてはいけないこととなっています。

### 2. 試験時の行動

(1) 試験開始後は、会場関係者についても、受検者の解答に影響する行動、会場のそばなどで試験問題の内容を聞き取り等は、不正行為として試験中止の恐れがありますのでご注意ください。特に学科試験について、試験問題を扱えるのは受検者及び全コンから派遣された試験監督者等だけで、会場会社の担当者等が触れることはできません。

### 3 試験監督者等への便宜供与

(1) 試験監督者等は、昼食は持参するか必要な場合は自費にて支払うこととしており、無償等での提供はお断りいたします。ただし、依頼があれば出前の注文等をお願い致します。

(2) 試験監督者等は、(本部事務局と集合試験は会場との、出張試験は受検側との、予めの取決めによる最寄り駅等からの送迎は除き)、交通費を支給されており、付加的な提供はお断りいたします。

制定 2019年2月7日 (同日施行)

改正 2022年4月1日 (同日施行)

(参考1) 製作等作業試験における試験用機工具 (抄)

((出張試験時に受検側の) 会場が準備する機械・器工具等)

- ・パーティション (受検者間 ((同時試験者数-1) 個))
- ・ねり樽 (トロ舟に直接供給の場合は不要)
- ・フレッシュコンクリート運搬具 (トロ舟に直接供給の場合は不要)

※ 受検側が用意する機工具一覧の全体は、最新版の情報を、全コン HP でご確認ください。

(参考2) 製作等作業試験の配置図 (一例)

